

猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券助成事業実施要綱

令和 3 年 3 月 31 日

要 綱 第 29 号

(目的)

第1条 この要綱は、外出に支援のいる在宅の重度心身障害児者がタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成することにより、重度心身障害児者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、当該年度の属する4月1日現在において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者で、かつ、グループホームを除く施設に入所していない者（以下「受給対象者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に規定する肢体不自由の1級又は2級に該当する者
- (2) 法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、施行規則別表第5号に規定するじん臓機能障害に該当し、かつ、人工透析治療を受けている者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第4に規定する療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が重度と判定されている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者のうち、本町が認めたタクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）が運行する一般乗用旅客自動車の利用料金（以下「乗車料」という。）

とする。

(タクシー事業者の登録)

第4条 タクシー事業者の登録については、猪名川町高齢者外出支援事業実施要綱(令和3年要綱第 号)第16条の規定を適用する。

(タクシー乗車券の額)

第5条 タクシー乗車券の額は、1枚につき1,000円とする。

(タクシー乗車券の交付申請)

第6条 第2条第2号に該当する者で、タクシー乗車券の交付を受けようとする者(これらの者が18歳未満であるときは、その保護者。以下同じ。)は、猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 第2条第1号、第3号及び第4号に該当する者は、申請書の提出は不要とする。

(タクシー乗車券の交付)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、助成の可否を決定し猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券交付決定書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、町長が特段の事情があると判断した場合を除き、第11条の規定によりタクシー乗車券の返還を求めた者については、当該返還を求めた日が属する年度及び翌年度のタクシー乗車券を交付しないものとする。

2 タクシー乗車券は、第2条第2号に該当する者は1月当たり4枚とし、同条第1号、第3号及び第4号に該当する者は1月当たり1枚とし、その年度の属する3月分までを一括で交付する。

3 新たに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)の交付を受け、受給対象者となった者は、その交付日が属する月の初めから障害者手帳を所持していたものとみなす。

4 ただし、第2条第2号の要件に該当する者のうち、人工透析を受け始めた日が身体障害者手帳交付日より後の場合については、人工透析を受け始めた日が属する月の初めから要件を満たしたものとする。

(併給の調整)

第8条 第2条第1号から第4号に定める受給資格を複数満たす場合においては、いずれか多く交付されるタクシー乗車券を交付することとし、重複して交付しないものとする。

ただし、同条第1号によりタクシー乗車券の交付を受けている者が、新たに同条第2号の受給資格を満たし、第5条の申請により決定を受けた場合は、決定を受けた月の属する月から年度末の月数分に3枚を加えた枚数を追加で交付するものとする。

(有効期限)

第9条 タクシー乗車券の有効期限は、交付した日の属する年度の翌年度の4月末日とする。

(タクシー乗車券の使用方法)

第10条 タクシー乗車券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、タクシー乗車券をタクシーの乗務員に提出し、乗車料から乗車券の枚数に1,000円を乗じて得た額を控除した額を支払うものとし、乗車券でつり銭の請求はできないものとする。

2 利用者は、常に障害者手帳を携行し、タクシーの乗務員から要請があったときは、これを提示しなければならない。

(不正使用の禁止及び助成金の返還等)

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、必要に応じ未使用のタクシー乗車券及び既に使用したタクシー乗車券相当額の返還を命じること並びに交付を停止することができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段によりタクシー乗車券の交付を受けたとき。
- (2) 利用者が、タクシー乗車券を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用したとき。
- (3) 利用者が死亡、転出又は第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (4) タクシー乗車券の有効期限が経過したとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

申請者 住所

氏名

（受給対象者との続柄 ）

猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券助成事業実施要綱第 5 条の規定により、タクシー乗車券の交付を下記のとおり申請します。

記

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
障害者手帳の番号	第 号
人工透析を受けは じめた年月日	年 月 日
人工透析を受けて いる病院名	
備考	

以下は、記入しないでください。※ 職員記入欄

交付年月日	年 月 日	手帳要件による交付	あり・なし
交付枚数	枚	上記ありの場合の交	年 月 日
処理した者		付年月日・枚数	枚
交付方法	郵送・窓口	備考	

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券交付決定書

年 月 日付で申請のあった猪名川町重度心身障害児者タクシー乗車券
交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

なお、交付決定の効力は、申請要件を満たさなくなった場合にその効力を失います。

記

《助成金決定内容》

1	支 給 支給枚数 枚
2	不支給 (理由 :)